

千葉地方裁判所委員会（第34回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成26年2月3日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

岩瀬正明，梶野元延，後藤真理子，子安祥子，小安政夫，宍倉和美，添田ミツ江，高橋譲，西尾正，野島照雄，原優，藤本徳明，渡邊寛之（50音順，敬称略）

【テーマ説明担当者・オブザーバー】

千葉簡易裁判所判事	小川正明
千葉簡易裁判所判事	永田一元
千葉簡易裁判所民事調停委員	澤井光三
千葉簡易裁判所民事調停委員	轟木逸子
千葉簡易裁判所庶務課長	高橋秀光

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

- 委員長の選任

委員会開催に当たり、委員長代理である後藤眞理子委員の進行により、委員長の選任手続が行われ、出席委員の互選により原優委員（千葉地方裁判所長）が委員長に選任された。

□ 委員長挨拶

委員長就任に当たり、原優委員長から挨拶があった。

□ 新任委員の紹介

委員長から、前回の委員会後に新たに任命された小安政夫委員が紹介され、小安委員から挨拶があった。

□ 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として後藤眞理子委員を指名した。

□ 意見交換

（発言者：◎委員長，○委員，□オブザーバー，■事務局）

※意見交換に先立ち、簡易裁判所の民事調停手続について、制度の概要及び千葉県内における実施状況等の説明、手続の流れの説明（模擬調停の実演）並びに施設見学が行われた。

◎ 調停制度についての説明、模擬調停及び施設見学の結果を踏まえて、意見交換をしたい。

国民の皆様にとって最も身近な裁判所である簡易裁判所の民事調停手続について、手続自体を広く一般の皆様にも周知するとともに、国民の皆様により利用しやすいものとするための方策について、御意見を伺いたい。

その前提として、千葉地方裁判所における調停手続に関する広報活動について、事務局から説明する。

■ リーフレットを各裁判所の窓口に備え置くほか、県内各種機関に送付し、希望者への配布を依頼している。また、各種団体等からの依頼を受けて、裁判官や裁判所書記官を講師として派遣している。

制度発足90周年に当たった平成24年には、「法の日」週間の広報行事

のテーマとして調停制度を取り上げ、模擬調停を行った。

調停委員の任意団体である調停協会と協力又は共催により、県内11か所の簡易裁判所所在地において、無料調停相談を開催している。

最高裁判所ウェブサイトには、調停手続の説明があり、主要な紛争ごとの申立書式や記載例をダウンロードすることができる。

- いろいろな広報活動に利用されるテレビ局としては、調停手続を広くPRする方法について御検討されてもいいのかと思う。弊社でも情報番組等があるので、御相談いただければ検討したい。
- ◎ マスコミの影響力は大きいので、御協力いただけるのであればありがたい。是非お願いしたい。
- 事件数が伸び悩んでいることは分かったが、現場では実際に何が課題となっているのか。事件数が少なく活用が進んでいないとしても、むしろ使いやすくなっていれば良いと思う。

テレビとかドラマで調停の課題について取り上げられたようなものがあると分かりやすい。漫画「家裁の人」で家庭裁判所が題材となったような、民事調停を題材にした小説などはあるか。

- ◎ 承知している限りでは、簡易裁判所を舞台にした小説は、ないように思われる。

交通事故をめぐる調停の件数が増加していることが、懸案の一つである。

- 昨年12月に、ある新聞で、「折半調停」とか「なあなあ調停」について報道された。そう呼ばれることについて、どのような御感想をお持ちか。
- ◎ 調停手続が利用されない原因として、「折半調停」や「なあなあ調停」があるのではないか、これらが手続を利用しようとする国民の皆様の満足に十分に答えられていない原因なのではないかという問題意識から、司法研究等がされ、新しい調停の進め方が模索されているところである。

本日御覧いただいた模擬調停も、従前の進め方ではなく、調停委員会が当

事者の主張及び証拠に基づいて事実を認定し、合理的な解決策を提示し、両当事者を説得して合意に導くという、ある意味では理想的なやり方がうまくいった想定でお見せした。

御出席の委員の皆様は、調停手続についてどういうイメージであったか、率直にお聞かせいただきたい。

- 行政事務に携わっていた頃は、調停手続を活用していた。近隣関係、日照関係もあったし、交通事故もあった。交通事故では、車同士の事故の事案だけではなく、道路の管理者である自治体として当事者になる事案もあった。

自治体の場合、和解をするには議会の議決が必要になるので、早期解決、適正解決の要請のほか、相手が納得する話し合いという形での解決が望ましいことから、これからも行政は調停を利用するのではないかと思う。

申立ての簡便性という点では、スマホやタブレットなどの機器から申立てが可能なのかが気になる。

実際に自分が関与した調停では、調停不成立となった一、二件を除き、それなりの解決が得られ、満足であった。

- ◎ 裁判所では、電子的な方法による申立てや訴えの提起は、現時点ではなかなかできていない。これからは、そういったことができるようにしなければならないだろうと思っている。

調停に関しては、書面で申し立てなければならないことになっており、ウェブ経由での申立てといった要請には十分に応じられていない。

- リーフレットに紹介されている、訴訟、少額訴訟、調停及び支払督促について、それぞれの相互関係はどうなっているのか。具体的にどれを選んだら良いのかの判断基準のようなものがよく分からない。

こういう場合にはこの手続が望ましいということが書かれていると、素人としてはありがたい。

- 昨今は、いわゆる金融ADRを利用される方が非常に多い。

金融ADRでは、比較的一方的な主張を持った方が、弱者に対し、負担を求めて申し立てるといった印象が強い。どちらかというと、事実無根のことを申立書に記載して何らかの負担を求めるといったケースの印象が強い。

そういった傾向は、裁判所の調停でもあるのではないかと思う。

争いの多い時代に、調停件数が減少しているというのは意外であった。

調停委員会から解決案を提示した場合の成立率が7、8割、提示しない場合でも5割近くと聞いたが、そのような成立率の高さには驚いた。

「折半調停」とか「なあなあ調停」と呼ばれるもの以外に、調停手続にどのようなデメリットがあるのかお聞きしたい。

- デメリットの一つとしては、調停は飽くまでも双方の話合いであり、相手方が出頭しなければ、あるいは、相手方が応じなければどうにもならないということが挙げられる。
- 振り込め詐欺とか健康食品等の送りつけ詐欺等にあった場合に、相手方が分かれば、消費生活センター等ではなく、調停手続を利用するという選択があるように感じるが、いかがか。
- ◎ 消費者被害をもたらすような業者は、調停を申し立てても出頭しないことが予想されるので、調停以外の手続の方が適切かと思われる。
- 模擬調停は、交通事故の事案であったが、どういう基準によって双方の過失割合が決められたのか。一般の方は、提示された過失割合で納得するのか。
- 実際の調停では、調停委員が時間をかけて説明している。大体的場合には、納得していただいている。
- 交通事故の話で言えば、自動車交通が発達するようになって以降、膨大な数の交通事故が起こっており、ルールが積み重ねられている。自動車同士の事故では、どちらか一方の過失が全くないという事例は少なく、お互いに過失がある事案がほとんどである。

これまでの裁判例が二、三十年掛けて分析された結果、こういう状況でこ

ういう事故が起きた場合の過失割合は何対何といったようなルール作りが、交通事故の場合はかなり発達している。

今回の模擬調停の場合も、調停委員はそういったルールにあてはめ、事案によって微調整を加えて過失割合を提示したのではないか。

実際の調停では、もう少しその説明は詳しくされているものと思われ、一般の方であれば、そういった説明で分かるのではないか。それでも納得できなければ、訴訟に思う。

- 模擬調停の中で、過失割合の根拠として「判例に基づき」というコメントがあった。判例を根拠にするのであれば、自分が調停の当事者であったら、どういう判例なのか示していただきたいだろう。
- 過失割合については、何十年の集積で一つの基準ができているので、それに当てはめ、そこに個々の事情を加えている。
- ◎ 過失割合については、自賠償保険や判例の動向も踏まえて、こういう場合にはこういう過失割合という基準がある程度できている。そういう説明をすることで納得するケースもあるかと思われるが、現実にはすんなり成立しないケースも多いと思う。そういった場合でも、調停委員会が提示の根拠を示せば、当事者が納得し、調停の成立率も上がるものと思われる。

そういう根拠を示さずに、「折半でどうですか。」とか、「まあまあ、お互いどうですか。」などとやってしまうと、お互いに合意できない。そういうところを反省して、調停の進め方を改めようと、努力している最中である。

- 自分が学生だった数十年前、日本人は、白黒つけるのが余り好きではなく、話し合いで解決する傾向にあると書かれている本があった。自分の感覚もそうであったが、今の日本人は、ある程度白黒つけられるのであれば、つけるというように意識が変わってきているように思う。

白黒つけるとなると、訴訟ということになるが、訴訟だと証拠をきっちり出して主張しないと負けてしまうかもしれない。これに対し、調停だと、そ

ここまで完全な資料がなくても、ある程度解決の可能性はある。そういう意味での利用の仕方はあると思う。

国民がインターネット等を通じて、その正確性はともかく多数の情報を得ている現代の状況では、当事者を説得する調停委員の側でも、それなりに専門的な知識を持っていないと、説得するのが難しくなっているかと思う。交通事故や建築などの特定の分野の調停では、専門的な知識のある委員がついて説得するなど、質の向上が裁判所には求められている。

- ◎ いろいろな専門的な知見を持つ調停委員を裁判所でも任命している。交通事故による損害賠償請求事件であれば、損害保険業界のOBの方に来ていただいてこれまでの経験を生かしていただくなどしている。
- 交通事故の実際では、保険会社に任せっきりになる場合も多いかと思う。また、代理人をつける場合も多いと思うが、割合はどうなっているか。
- 自動車保険の弁護士特約により、弁護士が代理人につくケースは多い。交通事故の場合では、両当事者ともに代理人がいないケースは、非常に少ない。
- 裁判所を利用する側としては、早く、安く、自分が利用しやすいように利用したいと思う。調停は、訴訟に比べると、重厚なイメージではなく、利用しやすいイメージであるので、そういう需要を取り込めるような、休日調停とか、ナイター調停のような工夫をやってみては、いかがか。実際、東京では、ナイター調停をやっていると聞いたことがある。

また、申立手数料が訴訟の半額で済み、訴訟に移行する場合は残額を納付すればよい点などは、もっとPRしてもよいのではないか。

- 昨年度の「法の日」の広報行事で調停が取り上げられていたが、もっと裁判所の広報行事で調停制度を取り上げたり、模擬調停をやれば良いと思う。
- 日本国籍を有しない人物を相手方として、調停手続ができるのか。
- ◎ 日本国籍を有しない人物に対しても、調停の申立ては可能である。
- 裁判所へ来庁する回数を減らすことはできないか。税務署のイータックス

のように、裁判所のウェブサイトに申立書のフォームを載せ、記載内容を説明するなどすることで、申立てをしやすくすることができないか。

◎ 調停の申立てに当たって、どういう書類を出していただいているか、事務局から説明する。

■ 調停の申立てに当たっては、申立書を提出していただいている。定型的な申立書の様式と記載例は、最高裁判所のウェブサイトから入手することができるようになっている。用意されているのは、貸金、売買代金、交通、給料、賃料及び建物明渡しの6種類である。それぞれの定型申立書は、各簡易裁判所の窓口にも備え置き、相談のために来庁した方にお渡しし、その場で作成していただけるようにしている。記載上の疑問点については、その場で職員に質問できる態勢になっている。

申立書が提出されると、調停期日が指定され、申立人と相手方に対して期日呼出状を送付する。期日呼出状の送付に際して、申立人に対しては説明書及び照会書を、相手方に対しては申立書の副本、説明書及び照会書を送付している。申立人が来庁して申立書を提出する場合には、その場で照会書等に記載していただいております、二度手間にならないようにしている。

◎ ウェブサイトから書式をダウンロードすることはできるが、税務署のイータックス並みにウェブ経由で申立てができる状態ではない。

○ 申立書をダウンロードして、印刷してから書き込むのではなく、ダウンロードした申立書にそのままデータを書き込み、それを印刷することはできないのか。

■ 現状では、ひな形を印刷して、それに書いていただいている。ダウンロードした申立書に直接書き込む方式については、検討したい。

○ 今や電子的なデータでやりとりする時代なので、信頼性とセキュリティを確保した上で、そのような方式についてすぐに取り組むべきである。

○ 簡易裁判所の窓口に来て実際に相談しながら、その場で書いてその日のう

ちに提出することができるように、様々な配慮がされていると思う。ただ、ウェブサイト等で書式をダウンロードし、ウェブ経由で申立書を提出することができるのであれば、便利だと思う。マイナンバー制度を活用すれば、本人確認の点もクリアすることができるのではないかな。

- ◎ 行政手続は、様々な場面でオンライン手続ができるようになっており、裁判手続も将来的にはそのような方向に進んでいくものと思われる。

現状ではできていないが、御指摘のようにウェブサイトの書式をダウンロードし、データを書き込んだものを印刷することができるようになるだけでも、手軽になるものと思われるので、まずは、その点から検討したい。

- 次回委員会期日

次回の委員会は、平成26年7月7日午後1時15分に開催することを決定した。

- 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

- 事務連絡

事務局から、前回（第33回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上